

今治市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、今治市農業委員会は、以下のとおり、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）を募集します。

1 募集人員 2人

担当区域は下記のとおりです。

担当区域名称	区域
第1地区	旧今治市のうち蒼社川の西部

※ 区域の詳細は、今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程（平成29年農業委員会規程第1号）別表をご覧ください。

2 身分 今治市特別職の非常勤職員

3 任期 委嘱日から令和8年7月19日まで

4 報酬 今治市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年今治市条例第38号）に定める額

5 推進委員の要件

- （1）農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有すること。
- （2）委嘱日において、市内に住所を有すること。ただし、特別の事情があると農業委員会が認めるときは、この限りではありません。
- （3）今治市の一般職の職員でないこと。
- （4）暴力団員等（今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定するもの）でないこと。
- （5）破産手続開始の決定を受けておらず、又は決定の後に復権している者であること。
- （6）禁固以上の刑に処せられておらず、又はその刑の執行を終え若しくはその刑の執行を受けることがなくなった者であること。
- （7）法令により兼務を禁止される職に就いていないこと。

6 推薦及び応募の方法

（1）推薦

① 農業者が推薦する場合

今治市内の農業者が推進委員を推薦する場合は、推薦日において18歳以上の農業者（10アール以上の農地を耕作の事業に供している者）3人以上が推薦者となり、農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

② 農業者が組織する団体が推薦する場合

農業者が組織する団体等が推進委員を推薦する場合は、農地利用最適化推進委員推薦書（団体用）（別記様式第2号）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

(2) 応募

推進委員の公募に応募しようとする者は、農地利用最適化推進委員応募書（別記様式第3号）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

(3) 提出先

今治市農業委員会事務局又は各支所住民サービス課に提出してください。郵送による提出も可能ですが、受付期間内必着でお願いします。なお、提出された書類は返却しません。

(4) 推薦・応募様式の入手方法

推薦書、応募書等は、次の窓口に備えるほか、下記ホームページからも入手できます。

- ・今治市農業委員会事務局

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1市庁舎第1別館8階 TEL 0898-36-1591

- ・今治市各支所住民サービス課

- ・今治市ホームページ <http://www.city.imabari.ehime.jp/nougyou/boshu/>

7 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年3月31日（木）まで

（窓口での受付は、土・日・祝日を除く上記期間の8:30～17:15まで）

8 委嘱方法

推薦された者又は応募した者については、今治市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を設置し、選考を行う場合があります。推進委員を決定し、農業委員会が委嘱します。

9 その他

受付期間の中間及び期間終了後に、市ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類に記載された下記の事項を公表します。

- (1) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (2) 推薦者が個人の場合は、推薦者の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者が団体の場合は、推薦者の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦者の性格を明らかにする事項
- (4) 推薦し又は希望する担当区域
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦を受けた者又は応募した者が重ねて農業委員に推薦を受け又は応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者又は応募した者の人数

問い合わせ先

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

今治市農業委員会事務局

TEL 0898-36-1591